

## 『明星大学研究紀要・教育学部』投稿規程

- 1 『明星大学研究紀要・教育学部』（以下本紀要という）は、年1回、3月に電子フォーマットで発行する。
- 2 本紀要の原稿募集・編集は教育学部紀要編集委員が中心となっていく。
- 3 紀要投稿者は、明星大学教育学部所属の専任教員、すなわち教授・名誉教授・准教授・専任講師・常勤教授・常勤准教授・特任教授・特任准教授・助教とする。ただし、本学部専任教員との共同研究者が、本学部専任教員との連名で投稿することを認める。
- 4 本紀要に掲載する原稿の種類は、次に掲げるものとする。応募の際に必ず種類を明記する。
  - (1) 論文
  - (2) 研究ノート
  - (3) 書評
  - (4) 資料
  - (5) 実践報告
- 5 投稿原稿は学術的・教育的価値のあるものに限る。
- 6 同一集に複数の論文等を投稿することはできない。他誌との二重投稿もできない。
- 7 投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、すでに口頭発表されたものについては、その旨を明記し、投稿を認める。
- 8 投稿原稿の採否は、別途定める査読要領に基づいて決定し、投稿者に通知する。
- 9 著作権法に定める使用許可の取得を必要とする資料を使用する場合は、応募者の責任と負担において許可（複製権、送信可能化権、及び公衆送信権）を取得し、査読後の原稿提出の際に、関係文書の写しを紀要編集委員に提出するものとする。
- 10 書式は、20000字（400字詰原稿用紙換算で50枚）以内（タイトル・図版・注を含む）を原則とする。
- 11 査読後の再入稿のときには、原稿と欧文タイトルのデータを編集委員長にメール添付で入稿する。
- 12 応募者（著者、共著の場合は全ての著者）は、電子媒体によって著作物（2次的著作物を含む。以下同じ）を公開することを許諾したものとする。また、著作物及び著作物に使用する図、表、写真等について、複製権、送信可能化権、公衆送信権を大学に譲渡することを許諾したものとする。ただし、著者は自分の著作物に限り、大学からの許諾を得ることなく自由に複製、送信可能化、公衆送信ができる。
- 13 校正は原則として二校までとし、執筆者が行うものとする。校正は誤植の訂正など、必要最低限に止めるように努める。
- 14 投稿原稿の募集は毎年6月に行い、応募者は投稿規定と募集要項に従って、応募用紙と原稿を教育学部事務室に提出する。原稿提出期限は11月第1土曜日とするが、この日が祝日または星友祭期間中の場合は、第2土曜日とする。
- 15 本規程の改廃は、教授会の審議を経て行う。
- 16 本規程は平成23年7月29日より実施する。